

○ふじみ衛生組合公告式条例

(昭和35年2月20日)
(条例第1号)

第1条 ふじみ衛生組合（以下「組合」という。）の条例は、管理者がこれに署名し、公布年月日を記入して公布する。

第2条 前条の規定による公布は、三鷹市役所前及び調布市役所前の掲示場に掲示してこれを行う。

第3条 前2条の規定は、組合の規則、組合議会の定める規則及びその他の規程で公表を要するものにこれを準用する。但し、法令又は条例に別段の定めがあるときは、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。